

○鯖江・丹生消防組合消防の訓練礼式に関する規則

昭和44年11月25日

規則第10号

鯖江・丹生消防組合消防職員の訓練礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年7月31日消防庁告示第1号)による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。